

○文部科学省令第二十七号

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和八年政令第二百四十号）の施行に伴い、並びに私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十一条の三の五第十項第二号、第十一项第四号並びに第十二項第四号及び第五号並びに第十一条の三の六第一項第四号ハ及び第十五項の規定に基づき、私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年七月三十一日

文部科学大臣 松本 洋平

私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令

私立学校教職員共済法施行規則（昭和二十八年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	(要保護者である者の範囲) 第四条の十一 施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の五第一項第五号に規定する文部科学省令で定める者は、<u>施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の三第一項、第二項又は第七項の規定による高額療養費の支給があり、かつ、施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六第一項第一号ホの規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額について減額があるならば生活保護法（昭和二十五年法律第四百十四号）第六条第二項に規定する要保護者に該当しないこととなる者とする。</u> 2 施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の五第三項第五号に規定する文部科学省令で定める者は、<u>施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の三第三項、第四項、第五項又は第七項の規定による高額療養費の支給があり、かつ、施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六第一項第二号ホ、第三号ホ又は第四号ロの規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額について減額があるならば生活保護法第六条第二項に規定する要保護者に該当しないこととなる者とする。</u> 3 施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の五第三項第六号に規定する文部科学省令で定める者は、<u>施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の三第三項、第四項、第五項又は第七項の規定による高額療養費の支給があり、かつ、施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六第一項第二号へ、第三号へ又は第四号ハの規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額</u>
改正前	(要保護者である者の範囲) 第四条の十一 施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の五第一項第五号に規定する文部科学省令で定める者は、<u>施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の三第一項の規定による高額療養費の支給があり、かつ、施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六第一項第一号ホの規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額について減額があるならば生活保護法（昭和二十五年法律第四百十四号）第六条第二項に規定する要保護者に該当しないこととなる者とする。</u> 2 施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の五第三項第五号に規定する文部科学省令で定める者は、<u>施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の三第三項又は第四項の規定による高額療養費の支給があり、かつ、施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六第一項第二号ホ又は第三号ホの規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額について減額があるならば生活保護法第六条第二項に規定する要保護者に該当しないこととなる者とする。</u> 3 施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の五第三項第六号に規定する文部科学省令で定める者は、<u>施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の三第三項又は第四項の規定による高額療養費の支給があり、かつ、施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六第一項第二号へ又は第三号への規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額に</u>

額又は生活療養標準負担額について減額があるならば生活保護法第六条第二項に規定する要保護者に該当しないこととなる者とする。

4|| 施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の五第十項第二号に規定する文部科学省令で定める者は、施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の四第一項（同条第二項から第四項までにおいて準用する場合を含む。）、第五項（同条第六項において準用する場合を含む。）又は第七項の規定による高額療養費の支給があり、かつ、施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六第一項第二号ホ、第三号ホ又は第四号ロの規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額について減額があるならば生活保護法第六条第二項に規定する要保護者に該当しないこととなる者とする。

5|| 施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の五第十項第四号に規定する文部科学省令で定める者は、施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の四の二第一項の規定による高額療養費の支給があり、かつ、施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六第一項第一号ホの規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額について減額があるならば生活保護法第六条第二項に規定する要保護者に該当しないこととなる者とする。

6|| 施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の五第十項第四号に規定する文部科学省令で定める者は、施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の四の二第二項の規定による高額療養費の支給があり、かつ、施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六第一項第二号ホ、第三号ホ又は第四号ロの規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額について減額があるならば生活保護法第六条第二項に規定する要

ついで減額があるならば生活保護法第六条第二項に規定する要保護者に該当しないこととなる者とする。

「項を加える。」

「項を加える。」

「項を加える。」

保護者に該当しないこととなる者とする。

7|| 施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の五第十二項第五号に規定する文部科学省令で定める者は、施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の四の二第二項の規定による高額療養費の支給があり、かつ、施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六第一項第二号へ、第三号へ又は第四号への規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額について減額があるならば生活保護法第六条第二項に規定する要保護者に該当しないこととなる者とする。

8|| 前各項の規定の適用については、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下この項において「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第一項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百七号。以下この項において「平成十九年中国残留邦人等支援改正法」という。）附則第四条第一項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十号。以下この項において「平成二十五年中国残留邦人等支援改正法」という。）附則第二条第一項又は第二項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十五年中国残留邦人等支援改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第一項に規定する支援給付を含む。）を必要とする状態にある世帯に属する者（中国残留邦人等支援法第十四条第一項若しくは第三項、平成十九年中国残留邦人等支援改正法附則第四条第一項又は平成二十五年中国残留邦人等支援改正法附則第二条第三項の規定による生活保護法第八条第一項の基

「項を加える。」

4|| 前三項の規定の適用については、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下この項において「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第一項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百七号。以下この項において「平成十九年中国残留邦人等支援改正法」という。）附則第四条第一項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十号。以下この項において「平成二十五年中国残留邦人等支援改正法」という。）附則第二条第一項又は第二項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十五年中国残留邦人等支援改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第一項に規定する支援給付を含む。）を必要とする状態にある世帯に属する者（中国残留邦人等支援法第十四条第一項若しくは第三項、平成十九年中国残留邦人等支援改正法附則第四条第一項又は平成二十五年中国残留邦人等支援改正法附則第二条第三項の規定による生活保護法第八条第一項の基

準による額の算出に係る者に限る。）は、要保護者とみなす。

（限度額適用・標準負担額減額の認定等）

第四条の十三 施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六第一項第一号ホ、第二号ホ若しくはへ、第三号ホ若しくはへ若しくは第四号ロ若しくはハ（これらの規定を同条第四項又は第五項において引用する場合を含む。）に規定する文部科学省令で定めるところによる事業団の認定又は同条第四項若しくは第五項に規定する文部科学省令で定めるところによる事業団の認定（施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の五第二項第五号に掲げる区分に該当する者に対して行われるものに限る。）（以下この条において「限度額適用・標準負担額減額認定」という。）を受けようとする者（その者が被扶養者であるときは、その受けようとする者を扶養する加入者）は、その事実を証明する証拠書類を添えて、次に掲げる事項を記載した申請書を、当該学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。

一 六 「略」

2 6 「略」

（施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の四第一項の年間の高額療養費の決定の請求等）

第五条の二 請求者（法第二十五条において準用する組合法第六十条の二第一項の規定により高額療養費（施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の四第一項の規定により支給される高額療養費に限る。以下この条において同じ。）の支給を受けようとする基準日加入者（施行令第六条において読み替えて準用する組合法施行令第十一条の三の四第一項第一号に規定する基準日加入者をいう。以下同

準による額の算出に係る者に限る。）は、要保護者とみなす。

（限度額適用・標準負担額減額の認定等）

第四条の十三 施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六第一項第一号ホ、第二号ホ若しくはへ、第三号ホ若しくはへ若しくは第四号ロ（これらの規定を同条第四項又は第五項において引用する場合を含む。）に規定する文部科学省令で定めるところによる事業団の認定又は同条第四項若しくは第五項に規定する文部科学省令で定めるところによる事業団の認定（施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の五第二項第五号に掲げる区分に該当する者に対して行われるものに限る。）（以下この条において「限度額適用・標準負担額減額認定」という。）を受けようとする者（その者が被扶養者であるときは、その受けようとする者を扶養する加入者）は、その事実を証明する証拠書類を添えて、次に掲げる事項を記載した申請書を、当該学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。

一 六 「同上」

2 6 「同上」

（年間の高額療養費の申請等）

第五条の二 申請者（法第二十五条において準用する組合法第六十条の二第一項の規定により高額療養費（施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の四第一項の規定により支給される高額療養費に限る。以下この条において同じ。）の支給を受けようとする基準日加入者（施行令第六条において読み替えて準用する組合法施行令第十一条の三の四第一項第一号に規定する基準日加入者をいう。以下同

じ。）をいう。以下この条において同じ。）は、次に掲げる事項を記載した請求書（請求者が施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の五第十項第二号に掲げる者に該当するときは、当該請求書及びその該当することを証明する書類）を事業団に提出しなければならない。

一 請求者の氏名及び生年月日

二 請求者の加入者等記号・番号又は個人番号

三 五 「略」

六 請求者が計算期間における加入者であつた間に、高額療養費に係る外来療養（施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の四第一項第一号に規定する外来療養をいう。以下同じ。）を受けた者の氏名及びその年月

七 請求者及び基準日被扶養者が、計算期間において、それぞれ加入していた医療保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七条第二項に規定する保険者及び同法第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。以下同じ。）の名称及びその加入期間

八 「略」

2 前項の請求書を提出する場合には、次に掲げる書類を併せて提出しなければならない。ただし、第一号に掲げる証明書は、記載すべき金額が零である場合は、前項の請求書にその旨を記載して、提出を省略することができる。

一 「略」

2 施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の四第一項に規定する基準日（以下「基準日」という。）における請求者の所得区分を証する書類

3 事業団は、第一項の規定による請求書の提出を受けたときは、次に

じ。）をいう。以下この条において同じ。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を事業団に提出しなければならない。

一 申請者の氏名及び生年月日

二 申請者の加入者等記号・番号又は個人番号

三 五 「同上」

六 申請者が計算期間における加入者であつた間に、高額療養費に係る外来療養（施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の四第一項第一号に規定する外来療養をいう。以下同じ。）を受けた者の氏名及びその年月

七 申請者及び基準日被扶養者が、計算期間において、それぞれ加入していた医療保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七条第二項に規定する保険者及び同法第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。以下同じ。）の名称及びその加入期間

八 「同上」

2 前項の申請書を提出する場合には、次に掲げる書類を併せて提出しなければならない。ただし、第一号に掲げる証明書は、記載すべき金額が零である場合は、前項の申請書にその旨を記載して、提出を省略することができる。

一 「同上」

2 施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の四第一項に規定する基準日（以下「基準日」という。）における申請者の所得区分を証する書類

3 事業団は、第一項の規定による申請書の提出を受けたときは、次に

掲げる事項を、前項第一号の証明書を交付した者又は番号利用法第二十二条第一項の規定により当該証明書と同一の内容を含む利用特定個人情報（番号利用法第十九条第八号に規定する利用特定個人情報）をいう。以下同じ。）を提供した者に対し、遅滞なく通知しなければならない。

一 当該請求者に適用される施行令第六条において読み替えて準用する組合法施行令第十一条の三の四第一項に規定する高額療養費算定基準額並びに基準日加入者合算額、基準日被扶養者合算額及び元被扶養者合算額

二 「略」

4 精算対象者（計算期間の途中で死亡した被扶養者その他これに準ずる者をいう。次条第五項において同じ。）が死亡した日その他これに準ずる日において、当該精算対象者を扶養する加入者は、当該精算対象者に係る高額療養費の金額の算定の申請を行うことができる。この場合においては、当該申請を行う者を第一項の請求者とみなして、同項及び第二項の規定を適用する。

5 「略」

（施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の四第二項から第七項までの年間の高額療養費の決定の請求等）

第五条の二の二 請求者（法第二十五条において準用する組合法第六十条の二第一項の規定により高額療養費（施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の四第二項及び第五項から第七項までの規定により支給される高額療養費に限る。以下この条において同じ。）の支給を受けようとする者（施行令第六条において読み替えて準用する組合法施行令第十一条の三の四第二項及び第五項から第七項までに規定する加入者であつた者をいう。）をいう。以下この条において

掲げる事項を、前項第一号の証明書を交付した者又は番号利用法第二十二条第一項の規定により当該証明書と同一の内容を含む利用特定個人情報（番号利用法第十九条第八号に規定する利用特定個人情報）をいう。以下同じ。）を提供した者に対し、遅滞なく通知しなければならない。

一 当該申請者に適用される施行令第六条において読み替えて準用する組合法施行令第十一条の三の四第一項に規定する基準日加入者合算額、基準日被扶養者合算額及び元被扶養者合算額

二 「同上」

4 精算対象者（計算期間の途中で死亡した被扶養者その他これに準ずる者をいう。次条第五項において同じ。）が死亡した日その他これに準ずる日において、当該精算対象者を扶養する加入者は、当該精算対象者に係る高額療養費の金額の算定の申請を行うことができる。この場合においては、当該申請を行う者を第一項の申請者とみなして、同項及び第二項の規定を適用する。

5 「同上」

（年間の高額療養費の支給及び証明書の交付の申請等）

第五条の二の二 申請者（法第二十五条において準用する組合法第六十条の二第一項の規定により高額療養費（施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の四第二項及び第五項から第七項までの規定により支給される高額療養費に限る。以下この条において同じ。）の支給を受けようとする者（施行令第六条において読み替えて準用する組合法施行令第十一条の三の四第二項及び第五項から第七項までに規定する加入者であつた者をいう。）をいう。以下この条において

同じ。）は、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。ただし、第三項第四号に掲げる金額が零である場合にあっては、この限りでない。

一 請求者の氏名及び生年月日

二 請求者の加入者等記号・番号又は個人番号

三 略

四 計算期間において請求者の被扶養者であつた者の氏名及び生年月日

五・六 略

七 請求者が計算期間における加入者であつた間に、高額療養費に係る外来療養を受けた者の氏名及びその年月

八 略

2 前項の請求書を提出する場合には、基準日における請求者の所得区分を証する書類を併せて提出しなければならない。

3 事業団は、第一項の規定による請求書の提出を受けたときは、次に掲げる事項を記載した証明書を請求者に交付しなければならない。ただし、前条第二項第一号に規定する場合又は第六項に規定する場合に該当するときは、この限りでない。

一 請求者の氏名及び生年月日

二 請求者の加入者等記号・番号

三 請求者が計算期間において加入者であつた期間

四 施行令第六条において読み替えて準用する組合法施行令第十一条の三の四第一項第三号、第九号若しくは第十五号に掲げる金額、計算期間（請求者が加入者であつた間に限る。）において、当該請求者が加入者（法第二十五条において準用する組合法第五十五条第二項第三号の規定が適用される者である場合を除く。）として受けた外来療養に係る施行令第六条において準用する組合法施行令第十一

同じ。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を事業団に提出しなければならない。ただし、第三項第四号に掲げる金額が零である場合にあっては、この限りでない。

一 申請者の氏名及び生年月日

二 申請者の加入者等記号・番号又は個人番号

三 同上

四 計算期間において申請者の被扶養者であつた者の氏名及び生年月日

五・六 同上

七 申請者が計算期間における加入者であつた間に、高額療養費に係る外来療養を受けた者の氏名及びその年月

八 同上

2 前項の申請書を提出する場合には、基準日における申請者の所得区分を証する書類を併せて提出しなければならない。

3 事業団は、第一項の規定による申請書の提出を受けたときは、次に掲げる事項を記載した証明書を申請者に交付しなければならない。ただし、前条第二項第一号に規定する場合又は第六項に規定する場合に該当するときは、この限りでない。

一 申請者の氏名及び生年月日

二 申請者の加入者等記号・番号

三 申請者が計算期間において加入者であつた期間

四 施行令第六条において読み替えて準用する組合法施行令第十一条の三の四第一項第三号、第九号若しくは第十五号に掲げる金額、計算期間（申請者が加入者であつた間に限る。）において、当該申請者が加入者（法第二十五条において準用する組合法第五十五条第二項第三号の規定が適用される者である場合を除く。）として受けた外来療養に係る施行令第六条において準用する組合法施行令第十一

条の三の四第一項第一号に規定する合算額又は計算期間（請求者が加入者であり、かつ、当該請求者の被扶養者であつた者が当該請求者の被扶養者であつた間に限る。）において、当該請求者の被扶養者であつた者が加入者の被扶養者（法第二十五条において準用する組合法第五十七条第二項第一号ニの規定が適用される者である場合を除く。）として受けた外来療養に係る施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の四第一項第一号に規定する合算額

条の三の四第一項第一号に規定する合算額又は計算期間（申請者が加入者であり、かつ、当該申請者の被扶養者であつた者が当該申請者の被扶養者であつた間に限る。）において、当該申請者の被扶養者であつた者が加入者の被扶養者（法第二十五条において準用する組合法第五十七条第二項第一号ニの規定が適用される者である場合を除く。）として受けた外来療養に係る施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の四第一項第一号に規定する合算額

4 事業団は、第一項の規定による請求書の提出を受けた後、当該請求書に係る基準日の翌日から二年以内に同項第六号に掲げる医療保険者から高額療養費の支給に必要な事項の通知が行われない場合において、請求者等に対して当該請求書に関する確認を行ったときは、当該請求書は提出されなかつたものとみなすことができる。

4 事業団は、第一項の規定による申請書の提出を受けた後、当該申請書に係る基準日の翌日から二年以内に同項第六号に掲げる医療保険者から高額療養費の支給に必要な事項の通知が行われない場合において、申請者等に対して当該申請書に関する確認を行ったときは、当該申請書は提出されなかつたものとみなすことができる。

5 「略」

6 第一項の請求書は、同項第六号に掲げる医療保険者を經由して提出することができる。この場合において、事業団は、当該医療保険者を經由して当該請求書の提出を受けたときは、当該医療保険者に対し、番号利用法第二十二条第一項の規定により第三項第二号から第六号までに掲げる事項に関する内容を含む利用特定個人情報提供しなければならない。

5 「同上」

6 第一項の申請書は、同項第六号に掲げる医療保険者を經由して提出することができる。この場合において、事業団は、当該医療保険者を經由して当該申請書の提出を受けたときは、当該医療保険者に対し、番号利用法第二十二条第一項の規定により第三項第二号から第六号までに掲げる事項に関する内容を含む利用特定個人情報提供しなければならない。

（年間の高額療養費の算定において読み替える金額等）

（年間の高額療養費の算定において読み替える金額等）

第五条の二の三 「略」

第五条の二の三 「同上」

2 4 「略」

2 4 「同上」

5 施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の四第一項第十七号の文部科学省令で定めるところにより算定した金額は、計算期間（同号に規定する計算期間をいう。）において、基準日加入者

5 施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の四第一項第十七号の文部科学省令で定めるところにより算定した金額は、計算期間（同号に規定する計算期間をいう。）において、基準日加入者

が該当する第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該期間に当該基準日加入者の被扶養者等（同条第十項に規定する被扶養者等をいう。次項及び第五条の二の九において同じ。）であつた者（基準日被扶養者を除く。）が受けた外来療養に係る同表の下欄に掲げる金額とする。

6

「略」

（施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の四の二の年間の高額療養費の決定の請求等）

第五条の二の七 請求者（法第二十五条において準用する組合法第六十条の二第一項の規定により高額療養費（施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の四の二の規定により支給される高額療養費に限る。以下この条において同じ。）の支給を受けようとする基準日加入者をいう。以下この条において同じ。）は、次に掲げる事項を記載した請求書（請求者が施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の五第十一項第四号又は第十二項第四号若しくは第五号のいずれかに掲げる者に該当するときは、当該請求書及びその該当することを証明する書類）を事業団に提出しなければならない。

一 請求者の氏名及び生年月日

二 請求者の加入者等記号・番号又は個人番号

三 学校法人等の名称及び所在地

四 基準日被扶養者の氏名及び生年月日

五 計算期間の始期及び終期

六 請求者が計算期間における加入者であつた間に、高額療養費に係る療養を受けた者の氏名及びその年月

七 その他必要な事項

2 精算対象者（計算期間の途中で死亡した被扶養者その他これに準ず

が該当する第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該期間に当該基準日加入者の被扶養者等（同条第十項に規定する被扶養者等をいう。次項及び第五条の二の八において同じ。）であつた者（基準日被扶養者を除く。）が受けた外来療養に係る同表の下欄に掲げる金額とする。

6

「同上」

「条を加える。」

る者をいう。以下この項において同じ。）が死亡した日その他これに準ずる日において、当該精算対象者を扶養する加入者は、当該精算対象者に係る高額療養費の金額の算定の申請を行うことができる。この場合においては、当該申請を行う者を前項の請求者とみなして、同項の規定を適用する。

第五条の二の八　〔略〕

（基準日において加入者又はその被扶養者である者が被保険者等であつた間に当該被保険者等又はその被扶養者等が受けた療養について算定した金額）

第五条の二の九　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六の二第一項第五号に規定する文部科学省令で定めるところにより算定した金額は、計算期間において、基準日加入者又は基準日被扶養者が該当する次の表の第一欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ当該期間にこれらの者が受けた療養又はその被扶養者等がその被扶養者等であつた間に受けた療養に係る同表の第二欄に掲げる金額とする。

	第一欄	第二欄
〔略〕	〔略〕	〔略〕
五	日雇特例被保険者であつた期間	健康保険法施行令第四十四条第六項において準用する同令第四十三条の二第一項第一号に規定する合算額
〔略〕	〔略〕	〔略〕

（七十歳以上合算対象サービスについて算定した金額）

第五条の二の七　〔同上〕

（基準日において加入者又はその被扶養者である者が被保険者等であつた間に当該被保険者等又はその被扶養者等が受けた療養について算定した金額）

第五条の二の八　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六の二第一項第五号に規定する文部科学省令で定めるところにより算定した金額は、計算期間において、基準日加入者又は基準日被扶養者が該当する次の表の第一欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ当該期間にこれらの者が受けた療養又はその被扶養者等がその被扶養者等であつた間に受けた療養に係る同表の第二欄に掲げる金額とする。

	第一欄	第二欄
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
五	日雇特例被保険者であつた期間	健康保険法施行令第四十四条第二項において準用する同令第四十三条の二第一項第一号に規定する合算額
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕

（七十歳以上合算対象サービスについて算定した金額）

第五条の三 施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六の二第二項に規定する文部科学省令で定めるところにより算定した金額は、次の各号に掲げる金額の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 「略」

二 施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六の二第一項第五号に掲げる金額に相当する金額 同号に規定する療養（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に限る。）に係る金額として、次の表の上欄に掲げる前条の表の項の第二欄に掲げる金額を、次の表の下欄に掲げる金額にそれぞれ読み替えて適用する同条の規定により算定した金額

五の項	健康保険法施行令第四十四条第六項において準用する同令第四十三条の二第一項第一号イ及びロに掲げる額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。）の合算額（同令第四十四条第一項において準用する同令第四十一条第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に七十歳以上高額療養費按分率（同令第四十四条第一項において準用する同令第四十一条第三項に規定する七十歳以上一部負担金等世帯合算額から同令第四十四条第一項において準用する同令第四十一条第三項の規定により支給される高額療養費の額を控除した額を同令第四十四条第一項において準用する同令第四十一条第一項に規定する一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額を控除した額とし、同令第四十四条第一項において準用する同令第四十
-----	--

第五条の三 施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六の二第二項に規定する文部科学省令で定めるところにより算定した金額は、次の各号に掲げる金額の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 「同上」

二 施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六の二第一項第五号に掲げる金額に相当する金額 同号に規定する療養（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に限る。）に係る金額として、次の表の上欄に掲げる前条の表の項の第二欄に掲げる金額を、次の表の下欄に掲げる金額にそれぞれ読み替えて適用する同条の規定により算定した金額

五の項	健康保険法施行令第四十四条第五項において準用する同令第四十三条の二第一項第一号イ及びロに掲げる額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。）の合算額（同令第四十四条第一項において準用する同令第四十一条第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に七十歳以上高額療養費按分率（同令第四十四条第一項において準用する同令第四十一条第三項に規定する七十歳以上一部負担金等世帯合算額から同令第四十四条第一項において準用する同令第四十一条第三項の規定により支給される高額療養費の額を控除した額を同令第四十四条第一項において準用する同令第四十一条第一項に規定する一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額を控除した額とし、同令第四十四条第一項において準用する同令第四十
-----	--

	一条第三項から第五項までの規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とし、同令第四十四条第二項又は第三項において準用する同令第四十一条の二の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とする。）
〔略〕	〔略〕

三・四 〔略〕

（基準日において被保険者等又は被扶養者等である者が加入者であつた間に当該加入者であつた者又はその被扶養者であつた者が受けた療養に係る通算対象負担額）

第五条の四 施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六の二第五項に規定する文部科学省令で定めるところにより算定した同条第一項各号（第二号及び第四号を除く。）に掲げる金額に相当する金額は、加入者であつた者が基準日において該当する次の表の第一欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる金額とする。

〔略〕	〔略〕	〔略〕
五	日雇特例被保険者又はその被扶養者	健康保険法施行令第四十四条第六項において準用する同令第四十三条の二第一項各号（同令第四十四条第六項において準用する同令第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。）に掲げる額
〔略〕	〔略〕	〔略〕

	一条第三項から第五項までの規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とし、同令第四十四条第二項又は第三項において準用する同令第四十一条の二の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とする。）
〔同上〕	〔同上〕

三・四 〔同上〕

（基準日において被保険者等又は被扶養者等である者が加入者であつた間に当該加入者であつた者又はその被扶養者であつた者が受けた療養に係る通算対象負担額）

第五条の四 施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六の二第五項に規定する文部科学省令で定めるところにより算定した同条第一項各号（第二号及び第四号を除く。）に掲げる金額に相当する金額は、加入者であつた者が基準日において該当する次の表の第一欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる金額とする。

〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
五	日雇特例被保険者又はその被扶養者	健康保険法施行令第四十四条第五項において準用する同令第四十三条の二第一項各号（同令第四十四条第五項において準用する同令第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。）に掲げる額
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕

（基準日において被保険者等又は被扶養者等である者が加入者であつた間に当該加入者であつた者又はその被扶養者であつた者が受けた療養に係る七十歳以上通算対象負担額）

第五条の五 施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六の二第六項に規定する文部科学省令で定めるところにより算定した金額は、次の表の上欄に掲げる前条の表の項の第二欄に掲げる金額を、次の表の下欄に掲げる金額にそれぞれ読み替えて適用する同条の規定により算定した金額とする。

〔略〕	〔略〕
五の項	健康保険法施行令第四十四条第六項において準用する同令第四十三条の二第二項に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した額
〔略〕	〔略〕

（介護合算算定基準額及び七十歳以上介護合算算定基準額に関する規定の読替え）

第五条の七 施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六の三第五項の規定により同項の表の中欄又は下欄に掲げる規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

〔略〕	〔略〕	〔略〕
健康保険法施行令第四十四条第六項において準用する同令第四十三条の三	次条第一項	第四十四条第八項
第一項及び第二項		

（基準日において被保険者等又は被扶養者等である者が加入者であつた間に当該加入者であつた者又はその被扶養者であつた者が受けた療養に係る七十歳以上通算対象負担額）

第五条の五 施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六の二第六項に規定する文部科学省令で定めるところにより算定した金額は、次の表の上欄に掲げる前条の表の項の第二欄に掲げる金額を、次の表の下欄に掲げる金額にそれぞれ読み替えて適用する同条の規定により算定した金額とする。

〔同上〕	〔同上〕
五の項	健康保険法施行令第四十四条第五項において準用する同令第四十三条の二第二項に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した額
〔同上〕	〔同上〕

（介護合算算定基準額及び七十歳以上介護合算算定基準額に関する規定の読替え）

第五条の七 施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六の三第五項の規定により同項の表の中欄又は下欄に掲げる規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
健康保険法施行令第四十四条第五項において準用する同令第四十三条の三	次条第一項	第四十四条第七項
第一項及び第二項		

「略」

「略」

「略」

（基準日加入者の高額介護合算療養費の決定の請求等）

第五条の十 法第二十五条において準用する組合法第六十条の三の規定により高額介護合算療養費の支給を受けようとする基準日加入者（以下この条において「請求者」という。）は、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。

一 請求者の氏名及び生年月日

二 請求者の加入者等記号・番号

三 五 「略」

六 請求者が計算期間における加入者であつた間に、高額介護合算療養費に係る療養を受けた者の氏名及びその年月

七 請求者及び基準日被扶養者が、計算期間において、それぞれ加入していた医療保険者及び介護保険者（介護保険法第三条の規定により介護保険を行う市町村及び特別区をいう。）の名称及びその加入期間

八 「略」

2 前項の請求書には、施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六の二第一項第三号及び第五号から第七号までに掲げる金額に関する証明書（事業団が同項第三号に掲げる金額に関する証明書を添付する必要がないと認める場合は、当該証明書を除く。）をそれぞれ添付しなければならない。ただし、記載すべき金額が零である場合にあっては、前項の請求書にその旨を記載して、当該金額に関する証明書の添付を省略することができる。

3 請求者が、施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六の三第一項第五号又は第二項第五号若しくは第六号のいずれかに該当するときは、当該請求者は、第一項の請求書にその旨を証する

「同上」

「同上」

「同上」

（高額介護合算療養費の支給の申請等）

第五条の十 法第二十五条において準用する組合法第六十条の三の規定により高額介護合算療養費の支給を受けようとする基準日加入者（以下この条において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を事業団に提出しなければならない。

一 申請者の氏名及び生年月日

二 申請者の加入者等記号・番号

三 五 「同上」

六 申請者が計算期間における加入者であつた間に、高額介護合算療養費に係る療養を受けた者の氏名及びその年月

七 申請者及び基準日被扶養者が、計算期間において、それぞれ加入していた医療保険者及び介護保険者（介護保険法第三条の規定により介護保険を行う市町村及び特別区をいう。）の名称及びその加入期間

八 「同上」

2 前項の申請書には、施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六の二第一項第三号及び第五号から第七号までに掲げる金額に関する証明書（事業団が同項第三号に掲げる金額に関する証明書を添付する必要がないと認める場合は、当該証明書を除く。）をそれぞれ添付しなければならない。ただし、記載すべき金額が零である場合にあっては、前項の申請書にその旨を記載して、当該金額に関する証明書の添付を省略することができる。

3 申請者が、施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六の三第一項第五号又は第二項第五号若しくは第六号のいずれかに該当するときは、当該申請者は、第一項の申請書にその旨を証する

書類を添付しなければならない。

4 事業団は、第一項の規定による請求書の提出を受けたときは、次に掲げる事項を、第二項の証明書を交付した者又は番号利用法第二十二條第一項の規定により当該証明書と同一の内容を含む利用特定個人情報提供した者に対し、遅滞なく通知しなければならない。

一 当該請求者に適用される施行令第六條において準用する組合法施行令第十一條の三の六の二第二項に規定する介護合算算定基準額及び介護合算一部負担金等世帯合算額

二 当該請求者に適用される施行令第六條において準用する組合法施行令第十一條の三の六の二第二項に規定する七十歳以上介護合算算定基準額及び七十歳以上介護合算一部負担金等世帯合算額

三 「略」

5 精算対象者（計算期間の途中で死亡した被扶養者その他これに準ずる者をいう。以下この項において同じ。）が死亡した日その他これに準ずる日において、当該精算対象者を扶養する加入者は、当該精算対象者に係る高額介護合算療養費等の額の算定の申請を行うことができる。この場合においては、当該申請を行う者を第一項の請求者とみなして、同項から第三項までの規定を適用する。

6 「略」

（加入者であつた者の高額介護合算療養費の決定の請求等）

第五條の十一 法第二十五條において準用する組合法第六十條の三の規定により高額介護合算療養費の支給を受けようとする者（施行令第六條において準用する組合法施行令第十一條の三の六の二第三項、第五項及び第七項に規定する加入者であつた者をいう。以下この条において「請求者」という。）は、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。ただし、次項第四号に掲げる金額が零

書類を添付しなければならない。

4 事業団は、第一項の規定による申請書の提出を受けたときは、次に掲げる事項を、第二項の証明書を交付した者又は番号利用法第二十二條第一項の規定により当該証明書と同一の内容を含む利用特定個人情報提供した者に対し、遅滞なく通知しなければならない。

一 当該申請者に適用される施行令第六條において準用する組合法施行令第十一條の三の六の二第二項に規定する介護合算算定基準額及び介護合算一部負担金等世帯合算額

二 当該申請者に適用される施行令第六條において準用する組合法施行令第十一條の三の六の二第二項に規定する七十歳以上介護合算算定基準額及び七十歳以上介護合算一部負担金等世帯合算額

三 「同上」

5 精算対象者（計算期間の途中で死亡した被扶養者その他これに準ずる者をいう。以下この項において同じ。）が死亡した日その他これに準ずる日において、当該精算対象者を扶養する加入者は、当該精算対象者に係る高額介護合算療養費等の額の算定の申請を行うことができる。この場合においては、当該申請を行う者を第一項の申請者とみなして、同項から第三項までの規定を適用する。

6 「同上」

（高額介護合算療養費の支給及び証明書の交付の申請等）

第五條の十一 法第二十五條において準用する組合法第六十條の三の規定により高額介護合算療養費の支給を受けようとする者（施行令第六條において準用する組合法施行令第十一條の三の六の二第三項、第五項及び第七項に規定する加入者であつた者をいう。以下この条において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を事業団に提出しなければならない。ただし、次項第四号に掲げる金額が零

である場合にあつては、この限りでない。

一 請求者の氏名及び生年月日

二 請求者の加入者等記号・番号

三 「略」

四 計算期間において請求者の被扶養者であつた者の氏名及び生年月日

五・六 「略」

七 請求者が計算期間における加入者であつた間に、高額介護合算療養費に係る療養を受けた者の氏名及びその年月

八 「略」

2 事業団は、前項の規定による請求書の提出を受けたときは、次に掲げる事項を記載した証明書を請求者に交付しなければならない。ただし、前条第二項本文に規定する場合又は第五項に規定する場合に該当するときは、この限りでない。

一 請求者の氏名及び生年月日

二 請求者の加入者等記号・番号

三 請求者が計算期間において加入者であつた期間

四 施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六の

二 第二項第三号に掲げる金額又は前号に掲げる加入者であつた期間に、当該請求者が受けた療養若しくはその被扶養者であつた者がその被扶養者であつた間に受けた療養に係る同項第一号に規定する合算額

算額

五・六 「略」

3 事業団は、第一項の規定による請求書の提出を受けた後、当該請求書に係る基準日の翌日から二年以内に同項第六号に掲げる医療保険者から高額介護合算療養費の支給に必要な事項の通知が行われない場合において、請求者等に対して当該請求書に関する確認を行ったときは

である場合にあつては、この限りでない。

一 申請者の氏名及び生年月日

二 申請者の加入者等記号・番号

三 「同上」

四 計算期間において申請者の被扶養者であつた者の氏名及び生年月日

五・六 「同上」

七 申請者が計算期間における加入者であつた間に、高額介護合算療養費に係る療養を受けた者の氏名及びその年月

八 「同上」

2 事業団は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、次に掲げる事項を記載した証明書を申請者に交付しなければならない。ただし、前条第二項本文に規定する場合又は第五項に規定する場合に該当するときは、この限りでない。

一 申請者の氏名及び生年月日

二 申請者の加入者等記号・番号

三 申請者が計算期間において加入者であつた期間

四 施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六の

二 第二項第三号に掲げる金額又は前号に掲げる加入者であつた期間に、当該申請者が受けた療養若しくはその被扶養者であつた者がその被扶養者であつた間に受けた療養に係る同項第一号に規定する合算額

算額

五・六 「同上」

3 事業団は、第一項の規定による申請書の提出を受けた後、当該申請書に係る基準日の翌日から二年以内に同項第六号に掲げる医療保険者から高額介護合算療養費の支給に必要な事項の通知が行われない場合において、申請者等に対して当該申請書に関する確認を行ったときは

、当該請求書は提出されなかつたものとみなすことができる。 4 「略」 5 第一項の請求書は、同項第六号に掲げる医療保険者を經由して提出することができる。この場合において、事業団は、当該医療保険者を經由して当該請求書の提出を受けたときは、当該医療保険者に対し、番号利用法第二十二条第一項の規定により第二項第二号から第六号までに掲げる事項に関する内容を含む利用特定個人情報提供しななければならない。	、当該申請書は提出されなかつたものとみなすことができる。 4 「同上」 5 第一項の申請書は、同項第六号に掲げる医療保険者を經由して提出することができる。この場合において、事業団は、当該医療保険者を經由して当該申請書の提出を受けたときは、当該医療保険者に対し、番号利用法第二十二条第一項の規定により第二項第二号から第六号までに掲げる事項に関する内容を含む利用特定個人情報提供しななければならない。
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

（施行期日）

1 この省令は、令和八年八月一日から施行する。

（健康保険法施行令等の一部を改正する政令附則第三十七条第三項の規定による申請）

2 健康保険法施行令等の一部を改正する政令（以下「改正政令」という。）附則第三十七条第三項の規定による申請は、この省令による改正後の私立学校教職員共済法施行規則第五条の二の七第一項の請求書に、改正政令第十三条の規定による改正後の私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する改正政令第九条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行令（以下「準用新国共済令」という。）第十一条の三の四第一項ただし書に規定する基準日（準用新国共済令第十一条の三の六第十三項の規定により基準日とみなされる日を含む。）が属する月の標準報酬月額が十六万円未満の加入者である者（準用新国共済令第十一条の三の五第十一項第四号又は第十二項第四号若しくは第五号に掲げる者を除く。）に該当している旨を付記することによって行うものとする。